

(旧) 特定労働者派遣事業を行っている事業主の皆さまへ

労働者派遣事業（許可制）への早期切替をお願いします！

経過措置期間は平成30年9月29日（土）までです。

平成30年9月30日以降は、

(旧) 特定労働者派遣事業は行えません！

労働者派遣事業を継続する場合は、事前に許可申請の手續（許可制へ切替）が必要です。

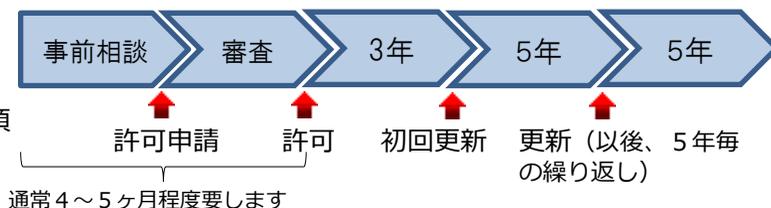
平成27年の労働者派遣法改正に伴い、平成27年9月30日から労働者派遣事業は、2つの事業形態（一般派遣・特定派遣）から一本化されました。労働者派遣事業の継続には、新たに許可申請の手續が必要となります。

(旧) 特定労働者派遣事業（届出制）

労働者派遣事業（許可制）

経過措置期限（平成30年9月29日まで）

許可手續必須



お知らせ

福島労働局では、現在、県内にあるおよそ600の特定労働者派遣事業主が、許可取得に向けた手続き等を円滑に進めるための体制整備を図っているところですが、**今後の許可申請については、窓口業務が大変に混雑することが予想され、申請内容の確認等において長い時間お待ちいただく事態が見込まれます。**

さらに、**申請期間間際の手続になりますと、仮に許可の要件を満たさない不備などがあつた場合、時間がひっ迫した中で、解消等に取り組む必要が生じますので、既に許可の要件を満たしている事業主におかれましては、早期に許可申請を行っていただきますようお願いいたします。**

**労働者派遣事業の許可申請期限は、
※平成30年9月29日（土）までです。**

※許可申請手續を行うには、事前相談（予約制）が必要となります。

※既に労働者派遣事業を廃止している場合は、「労働者派遣事業廃止届出書（様式第8号）」を提出してください。

※毎年6月は「労働者派遣事業報告書（様式第11号）」の提出期限です。上記廃止届出書の提出有無に関わらず必要となります。

※経過措置期間経過後、許可を受けずに労働者派遣事業を行うと「無許可派遣」となり、行政指導の対象となります。



【参考】（旧）特定労働者派遣事業（届出制）と労働者派遣事業（許可制）の主な相違点

特定労働者派遣事業（届出制）

- 派遣労働者の範囲・・・常用雇用労働者のみを派遣
- 更新・・・・・・・・・・不要
- 資産要件・・・・・・・・なし
- 事業所の面積要件・・・なし
- 事業開始までの期間・・・届出後即日
- 派遣元責任者・・・・・・・・派遣元責任者講習の受講および雇用管理経験不要
- 職務代行者の選任・・・不要



労働者派遣事業（許可制）

- 派遣労働者の範囲・・・常用雇用労働者とそれ以外の労働者を対象として派遣（登録型や臨時の派遣等）
- 更新・・・・・・・・・・最初は3年、以後5年毎
- 資産要件・・・・・・・・あり（詳細はご確認ください。）
- 事業所の面積要件・・・事業に使用しうる面積がおおむね20㎡以上
- 事業目的の明記・・・・・・・・登記簿謄本の目的に労働者派遣と明記
- 事業開始までの期間・・・**許可申請後、最短で3か月**
- 派遣元責任者・・・・・・・・許可の申請の受理日前3年以内の派遣元責任者講習の受講と3年以上の雇用管理経験が必須
- 職務代行者の選任・・・・・・・・必須
- 申請手数料・・・・・・・・1事業所12万円の収入印紙、2事業所目以降は1事業所毎に5万5千円分の収入印紙が必要
- 登録免許税・・・・・・・・9万円の納付が必要

（※許可要件の詳細は、「許可・更新等手続マニュアル（平成30年1月）」の「許可基準」の項目を参照（・資産要件・キャリア形成支援制度・就業規則の変更などに留意）してください。厚生労働省のホームページから入手可能です。）

